

感染症や食中毒の まん延防止のための指針

株式会社サンクチュアリ

1. 事業所における感染対策に関する目的と基本的な考え方

指定障害児通所施設は、感染症などに対する抵抗力が弱い児童が活動する場であり、こうした児童が多数活動する環境は、感染が広がりやすい状況を認識しなければならない。このような前提にたち事業所においては感染症の発生やまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症や食中毒の予防およびまん延の防止に対する指針を定め、利用児童ならびに職員の安全確保を図る。

2. 感染対策のための委員会に関する基本方針

(1) 感染対策委員会の設置、感染症や食中毒の予防およびまん延の防止に努める観点から、「感染対策委員会」(以下、「委員会」という)を設置します。

(2) 目的

- I. 事業所の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する
- II. 決定事項や具体的対策を事業所全体に周知するための窓口となる
- III. 事業所における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる
- IV. 感染症が発生した場合、指揮の役割を担う

(3) 委員会の構成員とその役割

委員会の委員長は、管理者とします。

委員会は、管理者および児童発達支援管理責任者、指導員で構成し、必要に応じて専門家に参画を依頼します。場合によっては保健所などに助言を仰ぎます。

(4) 感染対策委員会の開催

委員会は委員長が招集し、おおむね6カ月に1回以上の定期会議、感染症が流行する時期などを勘案して必要時に臨時会議を開催します。結果については職員などに周知します。

3. 職員研修の基本方針

処遇に携わるすべての職員に対して、感染対策の基礎的内容などの適切な知識の普及・啓発をするとともに、事業所における指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的な支援を行うため、年1回以上の訓練を実施します。また、新規採用時には採用時に研修を行います。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の発生状況を把握するために、医療関連感染および感染発生の状況の把握を行います。また、感染拡大をいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行います。発生時は委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、実施を行います。その内容については感染対策委員会で報告します。

5. 感染症発生時の対応に関する基本方針

障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルに沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に常に努めます。疾患および病態などに応じて感染経路別予防策（接触感染、飛沫感染、空気感染）を追加して実施します。報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告します。特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携を図り対応します。

（1）平常時の対策

I. 施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理）

当施設では感染症や食中毒の予防およびまん延の防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、トイレなどの整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心掛け、換気・消毒・清掃を定期的に実施し、施設内の衛生管理、清潔の維持に努めます。

II. 支援にかかる感染症対策（標準的な予防策）

支援の場面では、職員の検温・手洗い、手指の消毒、うがいを徹底し必要に応じてマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物・嘔吐物などを扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

III. 手洗いの基本

公益社団法人日本食品衛生協会が推奨している手洗いマニュアルに沿った手洗いを行う。

1. 流水で手を洗う
2. 洗浄剤を手に取る

3. 手のひら、指の腹面を洗う
4. 手の甲、指の背を洗う
5. 指の間（側面）、股（付け根）を洗う
6. 親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う
7. 指先を洗う
8. 手首を洗う（内側、側面、外側）
9. 洗浄剤を十分な流水でよく洗い流す
10. 手をふき乾燥させる
11. アルコールによる消毒を行う

（2）発生時の対応

万が一、感染症および食中毒が発生した場合は「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処などに関する手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、次の対応を図ります。

1. 発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、マニュアルに従って報告する。

2. 感染拡大の防止

職員は感染症もしくは食中毒が発生した時、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するためにマニュアルに沿って速やかに対応する。

3. 医療機関や保健所、市町村の関係機関との連携

感染症もしくは食中毒が発生した場合は、関係機関（協力機関、保健所）に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとる。

4. 関係者への連絡

関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

- ① 施設・事業所など、法人内での情報共有体制を構築、整備する
- ② 利用者家族や保護者との情報共有体制を構築、整備する
- ③ 相談支援事業所との情報共有体制を構築、整備する

6. 連絡体制

委員会を中心とした事業所内および関係機関との連絡体制を整備します。

7. その他

感染対策の推進のために必要な基本方針

当該指針は、委員会に置いて定期的に見直しを実施し、必要な改正などを行います。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。